

導入機器の選定に係る特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、呉市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務において導入する機器、ソフトウェア及びクラウドサービスについて、サプライチェーン・リスク対策を含む情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象機器等)

第2条 対象機器等は、本業務において導入し、インターネット又は外部のネットワークに接続する情報通信機器、ソフトウェア及びクラウドサービスとする。

2 次に掲げる機器等は、対象機器等を含むものとする。

- (1) インターネット又は外部のネットワークに接続する広告用管理端末、発券機用管理端末、発券機、呼出操作端末及びこれらに付随する制御装置
- (2) ルーター、無線LANアクセスポイント、通信回線終端装置その他のネットワーク機器
- (3) Web混雑状況表示、メール等による呼出通知、広告配信、端末管理、遠隔保守その他本システムに関するソフトウェア又はクラウドサービス
- (4) その他、本市がサプライチェーン・リスク対策の確認が必要と認める機器等

3 映像・音声信号のみを受信し、ネットワーク通信機能を使用しない表示モニターは、対象機器等に含まない。

(機器等リストの提出)

第3条 プロポーザル参加者は、企画提案書の提出時に、対象機器等について別紙3「呉市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務における導入機器等リスト」を提出するものとする。

2 前項のリストには、提案時点で把握している範囲において、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 製品名、サービス名
- (2) 製造者又は提供事業者
- (3) サービス名及び型番。ただし、型番が未確定の場合は、その旨を記載する。
- (4) 数量
- (5) 政府の評価・登録制度への登録等の該当有無
- (6) カタログ等証明資料添付の有無

(選定及び情報セキュリティ対策)

第4条 受託者は、対象機器等について、原則、次に掲げる政府の評価・登録制度への登録等がなされていることを確認できる製品又はサービスを選定するよう努めるものとする。

- (1) セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR)
- (2) ISMAPクラウドサービスリスト又はISMAP-LIUクラウドサービスリスト
- (3) デジタルマーケットプレイスカタログサイト

2 前項に掲げる制度への登録がない機器等を導入する場合、受託者は、製造者又は提供事業者が公表する情報、保守体制、更新提供の状況その他の確認可能な情報を踏まえ、サプライチェーン・リスクを考慮した機器選定を行うこと。

3 受託者は、機器等又は役務の提供に当たり、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を踏まえ、必要な情報セキュリティ対策を講じるものとする。

(確認書)

第5条 プロポーザル参加者は、企画提案書の提出時に、別紙4「確認書」を提出するものとする。

2 確認書には、提案時点で確認可能な範囲において、本特記仕様書に定めるサプライチェーン・リスク対策を含む情報セキュリティ対策について確認を行い、提案内容がこれに適合するよう努める旨を記載するものとする。

3 本市は、提案内容及び確認書について確認を行い、必要があると認める場合は、追加資料の提出、機器構成の見直し又はリスク軽減策の提示を求めることができる。

(協議)

第6条 受託者は、契約締結後、導入する対象機器等の構成又は製品等を変更しようとする場合は、あらかじめ本市と協議するものとする。